

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K01933

研究課題名(和文)リベラリズム的主体に対するフェミニズムの葛藤と挑戦 - マリアンネ・ヴェーバーを軸に

研究課題名(英文)The feminist Conflict and Challenge against the Liberal Subject in Marianne Weber

研究代表者

内藤 葉子 (NAITO, Yoko)

同志社大学・アメリカ研究所・嘱託研究員

研究者番号：70440998

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ドイツ第二帝政期におけるマリアンネ・ヴェーバー(1870-1954)に焦点をあて、ドイツ・リベラリズムの影響下で女性的主体の形成を目指した彼女の思想的挑戦と葛藤を考察したものである。とくにリベラリズム的主体と女性的主体との齟齬という困難な問題に、彼女がどう取り組んだのかについて検討した。本研究を通じて、彼女の思想は、倫理的・政治的主体としての女性に関する哲学的考察、女性政策的観点からのドイツ家族法の研究、および女性運動への実践的関わりから多面的に形成されたことを明らかにした。また彼女の思想形成において、当時の思想潮流における「自然」概念との対峙が重要であったことも指摘した。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on how Marianne Weber (1870-1954), a women's movement activist in Imperial Germany, attempted to form the modern female subject under the influence of German liberalism. Moreover, I examine how she tackled the difficult problem of discrepancy between the liberal subject and the female subject. Through this research, it is revealed that her thoughts were formed in a multifaceted manner by philosophical considerations on women as the ethical and political subject, studies of German family law in terms of policy for women, and practical involvement in German women's movement. This research also reveals that her confrontation with the term "nature" in intellectual context of that time was important in her thought formation.

研究分野：政治思想、ジェンダー論

キーワード：マリアンネ・ヴェーバー カント 倫理 自然  
ドイツ女性運動 リベラリズム セツルメント運動 マックス・ヴェーバー

## 1. 研究開始当初の背景

自由と自律を旨とするリベラリズムの思想的伝統は、一方では女性にも自由と権利を拡大する可能性を開きながら、その身体性ゆえに十全な近代的主体たりえないという齟齬を女性にもたらずのものであった。政治的・法/権利的主体として女性を定位させようとする試みは、自由と平等という政治原理を標榜しながらも、実際のところは差別や不平等を内包する市民社会的秩序のもとに周辺的に女性を参入させることにしかならなかったのである。

第二波以降フェミニズム思想はリベラリズムの公私二元論を批判してきたし(cf., S. M. Okin, *Women in Western Political Thought*, 1979; 水田珠枝『女性解放思想史』1979)、近年では「ケアの倫理」が、ケアを必要とする存在とケア労働者(多くの場合女性)を周辺化するジェンダー不公正な社会構造を明らかにしてリベラリズム批判を展開している(cf., E. F. Kittay, *Love's Labor*, 1999; 岡野八代『フェミニズムの政治学』2012)。しかし現代においても(ネオ・)リベラルな主体像と女性との齟齬は大きな課題として現れている(cf., W. Brown, *Undoing the Demos*, 2015)。リベラリズムが時代や場所によって多義的な様相を帯びるものである以上、その影響を受けたフェミニズムも当然多様な姿を現すものであり、両者の複雑な関係についてあらためて検討しなおす必要がある。本研究は、ジェンダー不公正な社会構造を創り出す諸原因やリベラルな近代的主体と女性との齟齬の問題について、ドイツ第二帝政期を中心に、マリアンネ・ヴェーバー(Marianne Weber, 1870-1954)の思想から接近して考察する。彼女は、夫マックス・ヴェーバーを中心とするリベラルな知的環境と市民女性運動の交差点で女性の主体性を構想した人物である。とくに女性の主体をめぐる彼女の解釈と論理構成に対するドイツ・リベラリズムの影響を検討することにより、フェミニズムとリベラリズムの複雑な関係を照射する。

## 2. 研究の目的

上記の背景を踏まえ、本研究は、自由かつ自律的な近代的主体というリベラリズムが提示した人間像を、20世紀前半のドイツ・フェミニズムがどのように受け止め、格闘し、また別様の在り方への道筋を見出そうとしたのかについて、マリアンネ・ヴェーバーの思想を中心に明らかにしようとするものである。具体的には、マリアンネのテキストや書簡を中心に、(1)彼女の結婚観・家族観を倫理的・法的観点から分析し、とくに自然概念を強調する諸潮流との対立のなかで女性的主体が構想されたことを明らかにする。また(2)アメリカのセツルメント運動との

関係を調査する。さらに(3)女性的主体に関する彼女の見解が、ドイツ・リベラリズムとの影響関係のなかで形成されたことを明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究の具体的研究方法は以下のとおりである。2015年度はマリアンネ・ヴェーバーを中心に国内での資料収集に着手した。並行して、国内では収集不可能な資料を入手するためドイツの各文書館の蔵書リストを調査し、該当文書館と連絡をとったうえで渡独した。バイエルン州立図書館(Bayerische Staatsbibliothek)、連邦公文書館コブレンツ館(Bundesarchiv Koblenz)、プロイセン文化財枢密公文書館(Geheimes Staatsarchiv PK)にて、マリアンネの文献や書簡、彼女に関連する人物の資料、ドイツ女性団体連合(BDF)関連資料を中心に資料収集を行った。またミュンヘンでは、現在マックス・ヴェーバー全集の編纂が行われているバイエルン学術アカデミー(Bayerische Akademie der Wissenschaften)にてE・ハンケ博士にお会いし、マリアンネ・ヴェーバーに関連する情報および資料の提供を受けた。帰国後、国内およびドイツでの資料収集と調査結果を整理し、得られた知見をまとめる作業と読解に順次着手した。2016年、2017年度には学会報告、学会誌への投稿、また研究会での発表・意見交換を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 倫理/法/自然の関係

ドイツ第二帝政期において、市民女性運動の急進派に位置づけられる人々によって唱えられた結婚制度解体と自由恋愛(「新しい倫理」)を批判したことから、マリアンネが結婚や家族や性的共同体、またセクシュアリティや性愛等をめぐって、倫理と法と自然の関係をどう捉えていたかを考察した。

マリアンネは、法と倫理のあいだに根本的な断絶を認めつつも、法は理想的結婚に達しえない平均的人間をその形式につなぎとめることで「社会的価値」をもつものとみていた。性改革者とは逆に、彼女は倫理と自然のあいだに法による中断がもちこまれることを重視する。法による保護がない場合、愛の関係は自然の暴力にさらされる場となるからであり、その場合、最大の被害を受けるのは子どもであると考えたからだ。彼女が「新しい倫理」を批判する陣営に立ったのは、従来の研究が主張するところの保守的な市民的結婚観・家族観を擁護するためというよりは、むしろ弱者保護という法の機能から自然的愛情原理主義を批判するためであった。

また彼女のこの立場は、精神科学・文化科学の方法論形成に携わったマックス・ヴェーバーやリッカートらの科学的態度と共通す

るものでもあった。すなわち文化的・社会的領域への自然科学的知の一元論的流出に対する警戒である。彼女は自然科学的知の合理化がジェンダーに関する知をあらたに再編する時期に、自然概念と対峙する形で倫理的・政治的主体としての女性の在り方を構想したのである。

#### (2) アメリカ体験とセツルメント運動

1904年8月下旬から11月にかけて夫マックス・ヴェーバーと共にしたアメリカ旅行に注目し、彼女の関心がセツルメント運動を支えたアメリカ中産層女性の活動、アメリカの女性労働者と中産層女性との交流関係、女子大教育や共学教育の是非、ドイツ系移民の状況、アメリカ人女性の家事労働や社会的・政治的地位などに向けられたことを、彼女の書簡と講演記録論文から分析した。

本研究は、中産層女性たちによる自発的な福祉活動をめぐる国際的交流関係の一端を明らかにした。ドイツ市民女性運動は母性主義の文脈に位置づけられ、とくに福祉や教育への女性の職業進出を促したと指摘される。アメリカにおけるセツルメント運動とドイツにおける福祉事業との影響関係も推定でき、本研究はソーシャルワークの歴史的展開の研究にも接続しうると考えられる。

また、1980年代以降ドイツ女性史研究の文脈において、マリアンネは教養文化人の観念的な男女平等を唱え、市民層と労働者階級の女性間の差異を強調した人物として論じられてきた。しかし彼女はこの旅行を通じて、中産層女性と女性労働者がセツルメントを通じて協働する様子に強い関心をよせている。彼女は女性運動の階級的分断を当然視したわけではなかったことがうかがえるのである。以上により本研究は、女性労働者への低い評価・市民層の価値観の代弁者という従来のマリアンネ評価への見直しを提起するものとなっている。

#### (3) ドイツ・リベラリズムとドイツ女性運動

ドイツ第二帝政期におけるマリアンネ・ヴェーバーの思想は、マックス・ヴェーバーを中心とするリベラルな知的環境と市民女性運動のなかで形成された。この二つの環境の交差点で彼女は女性の主体性を構想した。本研究はその思想形成にドイツ観念論哲学からの影響を析出した。

マリアンネはとくにカントの理性的存在者や人格性、自由や自律概念を女性にも適用可能とする立場に立った。この点で近代主体に関する彼女の思考はドイツ・リベラリズムの影響を強く受けたものであった。さらにヴェーバーやジンメルと問題関心を共有して、近代化がとくに女性に及ぼした影響に関心を寄せた。彼女は女性運動や女性の文化的能力の評価をめぐってジンメルと対立したが、彼が女性の自律を形而上学的に認めた点

で、彼を徹底的には批判できなかった。カントに依拠したことで、彼女は理性と身体を分離するリベラリズムのジェンダー・バイアスを十分に見抜けなかったのである。しかし同時にフィヒテ哲学における人間の関係性や個人と共同体との関係に積極的に注目し、女性運動を通じた共同体行為と連帯に女性を主体化する別様の根拠を見出した。

本研究の意義は、第一に、彼女がセツルメント運動に関心を寄せ、ドイツ女性運動に関わったこと背景に、カントやフィヒテなどドイツ観念論哲学から義務論的自由論にもとづいた近代的主体像の受容があったこと、またそれに基づいて女性の主体性を構想したことを指摘した点である。第二に、カント哲学における身体性の欠如と、それに由来する女性的身体と理性との齟齬を、フィヒテ哲学を媒介しながら、女性運動という実践的行為によって乗り越えようとしたと指摘した点である。本研究は、マリアンネがドイツ観念論の遺産と女性運動への実践的関わりを融合させながら思想形成したことを明らかにすることで、思想史・社会史・運動史を横断するものとなった。マリアンネの試みはリベラルな近代的主体の受容と葛藤のなかで女性的主体を構想した、フェミニズムの一つの知的挑戦と評しうるのである。

#### (4) 自然概念との対峙

(3)の研究成果から、マリアンネはカントやフィヒテの結婚観にみられる家父長制的言説を批判するにもかかわらず、その哲学的遺産については積極的に女性運動へと接合しようとしたが、それはなぜなのかという問いに挑んだ。彼女は19世紀を通じた三つの思想潮流、すなわち歴史主義、人類学・生理学・生物学などの自然科学、史的唯物論を挙げ、そこに共通する自然概念に女性の主体化を阻害する要因を捉えていた。この背景として、帝政期が性やセクシュアリティをめぐって言説が分極化した時期であることに留意する必要がある。とくに女性解放や同性愛をめぐる性改革運動は、精神医学、新マルサス主義、優生学、性科学、生物学、ダーウィニズム、人間学、人類学等々における性にまつわる「科学的」知の展開と連動していた。そこには人間を人類や人種といった「科学的」対象へと還元し、個人を(全体との関連での)個体へと還元する力学が働いていたといえるだろう。マリアンネはその潮流のなかに、自然科学的知が社会的・文化的領域へと流出し、事実の規範化をすべりこませる事態を鋭敏にみてとっている。とりわけ、性やセクシュアリティの領域においてそれは生物学的・進化論的思考と愛情原理主義の結びつきとなって現れていた。マリアンネはこうした潮流を批判するためにカントやフィヒテに依拠したと考えられるのである。

以上により本研究は、マリアンネの思想を手がかりに、自然概念をめぐる当時の思想潮

流とフェミニズム思想との緊張に満ちた思想的布置関係を明らかにすることを試みた。

#### (5) 総括と展望

本研究はマリアンネ・ヴェーバーのドイツ第二帝政期における思想形成と実践に焦点をあて、彼女のフェミニズム思想が倫理的・政治的主体としての女性に関する哲学的考察、ドイツ家族法の法制史的・女性政策的研究、セツルメント運動への関心、および女性運動への実践的関与を通じて形成されたものであることを明らかにした。またリベラリズムの影響の下、女性的主体の構築を目指した彼女の思想的挑戦と葛藤を明らかにした。

さらに彼女の思想形成において、とくに自然概念との対峙が重要であったことも指摘した。マリアンネは女性を「自然」へと還元する知に抵抗する形で「倫理」を唱え、女性を倫理的・政治的・法/権利的主体として位置づける根拠を探っていた。彼女は、自然科学的思考のなかに、人が不平等に生まれてくるといふ自然的事実を、人類にとっての規範へと転化し、「劣等者」の排除を為ととして作り出そうとする思考を読みとっている。こうした思考に抗して、彼女は事実と規範を分離することの重要性を繰り返し唱えている。これはマックス・ヴェーバーとも明白に共通する態度である。今後の研究課題としては、ドイツ社会科学の知的状況をジェンダーの観点から再構成する試みが考えられる。

さらに1920年代以降の右傾化・全体主義化・民族主義的ナショナリズムの時代において、科学的知と制度の結託は、出産能力に還元される「母」と「民族」とを結び付けるイデオロギーとなって力を増していく。マリアンネおよび彼女に近い知識人層はこうした言説やイデオロギーにどう向き合い、また抵抗することは可能だったのか。ワイマール期・ナチス期を通じてさらなる検討が必要であろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

内藤葉子、「マリアンネ・ヴェーバーにおける女性的主体の形成——ドイツ・リベラリズムと女性運動の交差点から」、『アジア・ジェンダー文化学研究』、査読有、第2号、2018、35-50、  
<http://hdl.handle.net/10935/4662>

内藤葉子、「マリアンネ・ヴェーバーにおける「新しい倫理」批判と倫理的主体の構築——性をめぐる倫理/法/自然の関係」、『政治思想研究』、査読有、第17号、2017、171-202

内藤葉子、「マリアンネ・ヴェーバーとアメリカ——セツルメントと社会化」、『同志社アメリカ研究』、査読有、第53号、2017、125-146、  
<http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000015379>

[学会発表](計3件)

内藤葉子、「マリアンネ・ヴェーバーにおける「女性性」の自然主義的再定位への批判——女性の近代的主体化との関連で」、ジェンダー史学会、2017.12.17、奈良女子大学(奈良県)

内藤葉子、「マリアンネ・ヴェーバーにおける倫理的主体としての女性像の構築——ドイツ・リベラリズムと女性運動の交差点から」、政治思想学会、2017.5.28、早稲田大学(東京都)

内藤葉子、「女性の近代的主体化をめぐるフェミニズムの葛藤と挑戦——マリアンネ・ヴェーバーの家族法批判と市民的家族像の検討から」、日本法社会学会、2016.5.28、立命館大学(京都府)

[図書](計1件)

宇都宮京子・小林純・中野敏男・水林彪編(内藤葉子分担執筆)、創文社、『マックス・ヴェーバー研究の現在——資本主義・民主主義・福祉国家の変容の中で』、2016、417(119-131)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

内藤 葉子 (NAITO, Yoko)  
同志社大学アメリカ研究所・嘱託研究員  
研究者番号：70440998

##### (2) 研究分担者

##### (3) 連携研究者

##### (4) 研究協力者